

## 員外利用について

**[Q]** 組合員の取り扱う物品の共同販売事業を実施する組合が、組合員の取り扱っていない物品を員外者から仕入れ、組合で販売することは員外利用に該当するのでしょうか。

**[A]** 員外利用は、組合事業の一部を組合員の利用と競合する態様で、員外者に利用させる場合に発生する概念です。員外者が組合事業に関与していても、組合が購入する物品の仕入先、組合が販売する物品の販売先など、組合員の利用と本来的に競合しない態様での関与であれば、員外利用の概念が生じないと考えられ、設例のような場合はこれに該当すると考えられます。

## 員外利用の特例について

**[Q]** 組合員27人で設立された卸商業団地の組合が、流通の合理化等の影響により、9組合員が倒産、脱退したため、組合は経営難に陥っている。組合では、遊休化している元組合員施設及び共同施設(共同荷捌所、共同駐車場、食堂、多目的ホール等)を員外利用に供し、その賃貸料、利用料収入をもって、組合の経営再建を図ることを希望している。この場合、通常の利用比率の100分の20を超えることはできないか。

**[A]** 中協法(以下、法)第9条の2の3(組合員以外の者の事業の利用の特例)が設けられ(平成9年)、次の条件を満たせば、行政庁の認可を得て100分の20を超えない範囲内で、組合事業を員外者に利用させることが可能となったことで、設例の場合は100分の20までの範囲内で員外者に組合事業を利用させることができます。

次の条件とは、

- ①組合所有施設を用いて行っている事業であること
- ②組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること
- ③当該事業の運営に著しい支障が生じていること
- ④当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、法第9条の2第3項ただし書の限度を超えて当該

事業を利用させることが必要かつ適切であること

- ⑤当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること

## 解説

組合は、その組合員のために直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体ですから、その利用者は、本来組合員に限られるべきであり、また、組合員の利用量をあらかじめ計算して、維持管理が可能であるように共同事業を計画すべきです。

しかし、組合員の利用度は年間を通じてみると必ずしも一定しているとは限りませんから、共同施設が遊休する期間が生ずることもあります。このような場合に員外者に事業を利用させ、また、共同購買した資材をたまたま組合員以外の者に販売したり、共同販売の数量をまとめるために組合員以外の者の物品を加える等の措置をとることが、むしろ組合の共同事業の合理的運営に役立つ場合もあります。

そこで、法は形式的、理論的に制度の趣旨を貫こうとする場合に生じる現実との不合理を是正するために、二つの条件を付して員外利用を認めています。その一つは、**組合員の利用に支障がない場合に限ったことであり、その二は、員外者の利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の100分の20以内に限ったことです。**

この員外者に許される100分の20の計算は、年間を通じて行うのが妥当で、**組合の事業が二以上ある場合には、それぞれの事業ごとに行わなければなりません。すべての事業を通算して行ってはならないものとしています。**それは、一つの事業が員外者のためにのみ行われる結果を防止する趣旨だからです。また、計算の基準は、組合員と員外者の利用料、手数料等に格差をつけるのが通常ですので、取扱い数量によるのが妥当です。

しかし、資金の貸付事業、商品券の発行事業は金額を、保管事業については容量を単位とするのが合理的としています。組合の行う事業については、すべてこの制限の範囲内で員外利用が許されますが、団体協約の締結事業については、組合員とその取引の相手方を拘束するものですから、員外利用の対象にはなり得ないとしています。

※員外利用の特例の詳細内容については、本会までお問合せください。